

不当処分を撤回せよ！ 会社の不誠実な対応に交渉退席

第2回賃金引き上げ、夏季手当団交

本部は3月2日、第2回賃金引き上げ、夏季手当団交に臨むにあたり、昨年12月20日の中労委命令確認行動に関して組合員に対する訓告、嚴重注意処分が出されたことに対し、抗議し撤回を求めました。しかし会社は「今日の団交と関係ない」などと不誠実な態度に終始したため、「業務を妨害した、職場を混乱させた事実はない」「今日の状況では団交はできない」と主張し、議論に入らず退席しました。

主なやりとりは以下の通りです。

組合：本日は、賃金交渉の第2回目であるが、労使関係において極めて重大な事柄があるので見解を求める。2月28日に「12月20日の事態に関して」と言うことで処分が乱発された。業務を妨害した、職場を混乱させた事実はない。処分を撤回すること。

会社：今日の団交とは関係ない。議論しない。賃金に関する団交を行ないたい。

組合：極めて重要な問題である関係なくはない。労使関係の基本、労働組合の存立基盤に関わることだ。

会社：団交を拒否するということか。

組合：拒否するとは言っていない。「団交に入る前に」と言っているのである。不当な処分は認められない。

以上のようなやりとりを行ないました。不当処分に対する抗議と撤回を求めたことに対して会社は、一方的に労働組合が「団交拒否」を行なったかのような対応に終始しましたが、問題なのは12月20日の正当な労働組合活動に対して介入し、処分まで出すという異常な対応にあるのです。そのことに抗議するのは当たり前のことです。むしろ労使関係を壊そうとする会社の問題があるのです。今後処分撤回に向けた申し入れを行なっていくこととします。

以 上